

あいの南千里駅前保育園

入園のご案内

【2026年度 重要事項説明書】



〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番1-1号

あいの南千里駅前保育園
TEL (06) 6170-2422

ホームページ
<http://www.aino-fukushikai.or.jp/>



あいの南千里駅前保育園 重要事項説明書

1. 経営主体

法人名	社会福祉法人藍野福祉会（昭和52年7月13日設立）
所在地	大阪府茨木市東太田1丁目4番39号
電話番号	072-627-1901
代表者氏名	理事長 小山 康夫

2. 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	あいの南千里駅前保育園
施設の所在地	吹田市佐竹台1丁目6番1-1号
連絡先	Tel 06 (6170) 2422 Fax 06 (6170) 2438
園長氏名	豊嶋 悠
対象児童	産休明けの生後8週間（健康診断の結果、健康であること）を経過し、小学校就学前の児童
利用定員	120名
開設年月日	平成30年4月1日
施設設備	構造 鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 1188.6㎡ 屋外運動場 512.98㎡
施設の内容	1階 0歳児から1歳児保育室、遊戯室兼ランチルーム、事務室、相談室、医務室、厨房、子ども用トイレ、大人用トイレ 2階 2歳児から5歳児保育室、子ども用トイレ、大人用トイレ 3階 屋上園庭

3. 職員の状況

職種・勤務時間	配置基準	常勤	非常勤	備考
園長 9:00~17:30	1	1		
副園長 9:00~17:30		1		
主任保育士 9:00~17:30	1	1		
保育士 7:00~19:00	14	21	12	発達支援、延長保育の保育士含む
看護職員 9:00~17:30		3		
保育補助 7:00~19:00			1	
栄養士・調理員	2	2		給食業務委託 (株) マルワ
嘱託医 内科	1		1	西上クリニック 佐竹台 2-3-2
嘱託医 歯科	1		1	いわずみ歯科 佐竹台 1-2-5

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。また、職員数は変動する場合がありますが、教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

4. 利用定員

クラス	0歳児 ひよこ組	1歳児 りす組	2歳児 うさぎ組	3歳児 くま組	4歳児 きりん組	5歳児 ぞう組	合計
定員	6	16	20	26	26	26	120
職員配置基準	2	4	4	2	1	1	14

5. 保育理念

子どもの人権や主体性を大切にし、一人一人が心身ともに健康で日々生き生きと過ごせるよう保育します。

6. 保育方針

- 1 子どもの健康と安全を基本とし、家庭と一体となり子どもの豊かな人間性を育てます。
- 2 乳児の保育などの相談に応じ助言を行ない、地域で社会的責任を果たします。

7. 保育目標（子どもの姿）

- ◆健康で元気な子
- ◆意欲的に取りくむ子
- ◆人の気持ちがわかり思いやりのある子
- ◆きまりや約束を守る子

8. 保育の特色

- 1 専門の先生の指導を受け、体力、協調性、規律性を養う体育指導を取り入れています。（3歳児～5歳児）
- 2 英語の先生の指導を3歳児より受け、遊びを通じ英語への関心を深めています。
- 3 3歳児クラスより文字学習に取り組みます。絵本の読みきかせから聞く力をつくり、自然な形で文字に興味を持たせます。
- 4 子どもの主体性を尊重し、子ども達の探究心と想像力を磨きます。

9. 子育て支援事業

（1）育児相談

育児相談員の資格をもった職員を配置。当園の職員だけでなく、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職、関係機関と連携した相談を行います。

（2）延長保育事業

認定に係る教育及び保育時間以外に本園を利用する場合に、延長保育事業を行います。

（3）病児保育事業

本園に通所する園児が教育及び保育時間中に体調不良となった場合に、本園内において緊急的な対応を図るため、体調不良児対応型の病児保育事業を行います。

（4）育児教室

子育てについての学習や情報交換、親子遊びの紹介および友達づくりを支援します。

（5）保育園体験

地域の親子等を対象に、保育園体験を行います。園児との交流や育児相談員等からのアドバイスを通じて、親子の育ちを支援します。

（6）園庭開放

地域の親子等を対象に、毎木曜日10時～11時の間、園庭を開放します。

10. 開園日・利用時間及び休園日

本園の開園時間は、7時00分よりの入室及び19時00分までの退室となります。

利用区分	利用時間	休園日
2号・3号 認定 (標準時間)	月～土曜日 7時00分～ 18時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日、祝日 ・年末年始 12月29日～1月3日まで ・その他園長が必要と認めた日
2号・3号 認定 (短時間)	月～土曜日 9時00分～ 17時00分	
<p>※2号、3号認定こどもの保育時間は、保護者の通勤、通学や勤務時間等の事情に応じて、園の開所時間の範囲内で、必要な時間の承認を行います。</p> <p>※災害や集団感染等の急迫の事情がある場合には、臨時休園とする場合があります。</p>		

11. 給食費（主食費・副食費）、延長保育、預かり保育、時間外保育

対象	項目	対象園児	金額
3歳児クラス以上	主・副食費 (給食費)	月の欠席が、無い場合 給食費：9,120円	主食費 月額2,000円 副食費 月額7,120円
		月の欠席が、1日の場合 給食費：8,740円	主食費 月額1,925円 副食費 月額6,815円
		月の欠席が、2日の場合 給食費：8,360円	主食費 月額1,850円 副食費 月額6,510円
		月の欠席が、3日の場合 給食費：7,980円	主食費 月額1,775円 副食費 月額6,205円
		月の欠席が、4日以上の場合 給食費：7,600円	主食費 月額1,700円 副食費 月額5,900円
	主・副食費 の減額	①同月内の利用が無い場合 ②同月内に15日以上連続して欠席の場合 ③月初からの利用が、連続して7日以下のみの利用となった場合	①主・副食費を全額減額 ②主・副食費を半額減額 ③主・副食費を3/4減額
短時間 認定	延長保育料	午前7時から午前9時の間 午後5時から午後6時の間	15分ごと 200円 月額上限：10,000円
全園児	延長保育料	午後6時から午後7時の間	15分ごと 200円 月額上限：10,000円
	時間外保育	19時00分以降の利用	10分ごと 600円

※市町村が定める副食費減額対象者は、副食費の徴収を除く。

※天災を除き、公共交通機関の遅れが生じた場合も利用料が生じます。

※本園の開園時間は、午前7時入室及び午後7時退室と定めており、この時間を厳守頂ける方が入園の対象となっております。残業等で午後7時を超える利用が生じる場合等は、転退園の対象となりますのでご注意ください。

※主・副食費の減額の対象日数は、土日祝を含めた連続した欠席が対象となります。

※主・副食費の減額は、最上限額からの減額となります。

【保育時間、延長保育、預かり保育の利用について】

◆園の保育時間について

「開園日・利用時間及び休園日」及び「延長保育、預かり保育」の別表の通り、やむを得ない理由により、認定に係る保育時間以外に保育が必要な場合には、延長保育及び預かり保育（以下延長保育事業という）の利用となります。延長保育事業を利用される場合には、別途利用料が必要になります。

◆園が定める保育時間について

保育時間は、保護者の通勤、通学や勤務時間等の事情に応じて、園の開所時間の範囲内で、必要な時間を決めます。

◆保育時間の決定について

必要な保育時間を決定するため、書類の提出をお願い致します。

- ①保育・延長保育事業（変更）申込書（※本園の様式）
ご家庭の状況や保護者の希望する時間をご記入下さい。
- ②入園に際し市町村へ提出した勤務先や入園理由等に変更があった場合には、以下のA又はBの証明書を提出頂きます。
 - A. 勤務（予定）証明書【①又は②のいずれか1つ】
 - ①保育を必要とする事由証明書の写し（※市へ提出される申込書類）
 - ②勤務（予定）証明書（※本園の様式）
 - B. 就労以外理由申告書≪Aの書類が提出できない方≫（※本園の様式）
理由状況により、母子手帳・障がい手帳等・診断書・在学証明書等を確認させて頂きます。

◆延長保育事業の種類

- ①保育標準時間認定に係る延長保育
事前に延長保育利用の申し込みに必要な書類を提出後、本園の承認を得て午後6時から午後7時の間の保育を利用する場合。
- ②保育短時間認定に係る保育時間
やむを得ない理由等により、利用時間（9：00～17：00）の前後に本園の保育を利用される場合。

◆延長保育事業の利用料について

「延長保育、預かり保育、時間外保育」の別表を参照ください。

◆延長保育事業の利用料請求について

延長保育事業を利用された場合は、各諸費用と一緒にお支払いを頂きます。

◆延長保育事業利用の確認方法について

入口に設置しております登降園受付機の入室時、退室時の打刻時間を利用時間として処理致します。打刻が無い場合には、最長利用時間として処理されますのでご注意ください。

12. 食事の提供

- ・月曜日から土曜日まで毎日手作りの給食を提供しています。
ただし、行事によりお弁当をご家庭で作っていただくこともあります。
- ・基本的に手作りのおやつを提供しています。
- ・朝と3時のおやつに牛乳を提供しています。

- ・離乳食はご家庭と連携をとり、月齢に応じ個別に準備します。
- ・乳児の粉ミルクは、本園の指定メーカーの物を準備します。(明治ほほえみ)
なお、ミルクアレルギー等で他メーカーのミルクを希望の方はご相談ください。
- ・哺乳瓶と乳首は、子どもに合わせた物をご家庭でご用意願います。
- ・毎日の幼児食と離乳食を展示しております。

13. 除去食の提供

食物アレルギーのあるお子様に関しましては、できる範囲で除去食を実施しています。
(除去食の提供ができない場合には、弁当を持参頂きます)

ただし、主治医意見書の提出をお願いします。なお、その提出がなければ、除去食の提供はできません。必要な方は園にご相談下さい。

14. 保健

ご家庭で体調に変化があった場合には、必ずお知らせ下さい。保育園の利用に際し、集団生活（他の子ども達と同じ活動）をできる事が前提です。子どもは、体調が悪くても集団に入ると思いのほか活発に遊び、体力を消耗します。登園前の健康チェック（検温、顔色、食欲、咳や鼻水、湿疹や発疹等）をご家庭で行った上で、登園をお願いします。また、発熱や湿疹、発疹、眼の異常（充血・眼脂）、嘔吐、下痢症状等がある場合には受診し、医師の指示を受けた後の登園をお願いします。

【お子様を預かることができない場合】

- ・登園時に37度5分以上の熱があるとき。
- ・目の充血等、感染症の疑いがあるとき。
- ・感染症が疑われる嘔吐、下痢症状等があるとき。
- ・感染性と診断された場合は、他の園児に伝染するおそれがありますので、本園で預かることができません。厚生労働省「2018年改訂版 保育所における感染症ガイドライン」の登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断にしたがい、登園届（※16 ページ）の提出をお願い致します。

【吹田市病児・病後児保育の利用】

- ・発熱等の翌朝には、一時的に平熱以下となる場合がありますが、日中には体温が上昇し発熱するケースが多く見られます。発熱した翌日には、病児保育の利用をご検討下さい。

【病後の注意事項】

- ・発熱（37度5分以上）が見られた場合、風邪症状が改善傾向となるまでは登園できません。
- ・何か変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせ下さい。

【保育中に体調が悪くなった時】

- ・発熱、嘔吐、下痢等、体調に変化がありましたら連絡させて頂きまますので、お迎えをお願い致します。
- ・全身症状を見て、熱が高くなくても早めに連絡する場合があります。

【ワクチン接種の注意事項】

保育園は、集団生活の場です。入園前に受けられる予防接種はなるべく済ませて病気を防ぎましょう。また、ワクチンによるアナフィラキシー反応や重篤な皮膚症状が報告されています。1回目の接種で異常がなかったとしても、2回目や3回目の方が副作用発現頻度は増えると言われています。原則は、降園後の予防接種をお願い致します。

【受診後の登園について】

体調不良による受診後の登園はお控え下さい。

やむを得ず登園前に受診する場合は事前にご相談頂き、10:30までに登園して下さい。

【園での投薬について】（詳細は15ページ）

- ・本園では、原則お薬はお預かり致しません。
- ・園へ登園する子ども達は、集団生活に支障がない健康状態にあり、園で薬を扱うことはありませんが、「発作が起きたら飲ませる」というような、やむを得ず使用が必要な薬については、医師の指示と保護者の承諾の上でお預かりする場合がありますので、ご相談下さい。

【感染性胃腸炎の対応について】

感染性胃腸炎の症状と予測される嘔吐、便等によって衣類等に汚れが生じた場合には、園内での感染拡大防止の為、水洗い等は行わず以下の対応を行い返却致します。

- ①汚れた衣類等をビニール袋に入れ、袋を二重に閉じる。
- ②閉じたビニール袋をポリ手提げ袋に入れ返却します。
- ③感染性胃腸炎の対応を行った旨をお伝えします。

15. 感染症に罹患後の登園届提出について

保育園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子ども達への感染予防のため、登園の停止等を行っております。

医師の診断及び治療を受け病気が軽快し、他の園児に伝染のおそれなくなりましたら、医師の診断に従い、保護者記入にて、登園届の提出をお願い致します。

感染症の種類によって対応が変わりますので、以下をご確認ください。

- ◎体調不良等で受診された場合は、必ず園に電話でご連絡をお願いします。
- ◎療養期間は、熱、体調などを必ず朝、夕 LEBERに入力してください。

①再度受診し医師に登園可否を確認した上で、登園届（保護者記入）を提出する感染症

※集団発生となる感染症であり、重篤となる疾患もあるため、「登園のめやす」となる体調の回復について必ず受診し、医師に確認ください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化していること

流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により、感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消えた後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。(2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること)
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)		医師により感染の恐れがないと認められていること

②インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

※診察時に医師から登園に関する指導があり、かつ園が発症日、解熱日、症状軽快日が確認できれば、登園確認のための受診は不要です。

◎かかったら、必ずLEBERに発症日、解熱日、症状軽快日を入力してください。

◎登園のめやすの期間経過後も咳などの症状がある場合は、再度受診し医師から登園の可否を確認してください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後、5日を経過し、かつ症が軽快した後1日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

③登園のめやすの状態に回復した上で登園届(保護者記入)を提出する感染症

※症状が回復しない場合には、再度受診し、登園可否を確認した上で、登園届(保護者記入)を提出ください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ロタ、ノロ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化していること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
とびひ	効果的治療開始後24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること

④園の判断で登園、保育内容を見合わせる感染症

感染症名	保育内容を見合わせる状態	保育内容再開のめやす
アタマジラミ	・寄生数が多い ・治療の協力が得られない	寄生数が少なくなる。適切な治療を行っていること
伝染性軟属腫 (ミズイボ)	・イボを掻きこわし、傷から滲出液が出ている場合	傷からの滲出液を被覆できる程度のものであること

16. 利用料金

以下の利用料金をお支払頂きます。お支払方法については、原則、ゆうちょ銀行の口座より引落を行います。詳細は、別途お知らせ致します。尚、利用料金等の支払いが3か月以上滞納し、支払相談及び督促等に応じない場合には、市町村と協議し、事前に解除する旨を通知後に、利用契約を解除することがあります。

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）は、保護者の居住する自治体が決
定し、直接自治体へ納付頂きます。

(2) 教育、保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

以下の内容及び別表に掲げる準備用品の費用を負担して頂きます。

・ 延長保育事業利用料（利用者のみ）

※詳細は、「保育時間、延長保育について」（4ページ）をご確認下さい。

・ 布団リース代（全園児対象。ただし、5歳児は、12月まで）

：月額 1,150円

・ 主食費代、副食費代（3歳児以上）※2歳児以下の保育料には、給食費代が含まれています。

月の欠席が無い場合：月額 主食費2,000円 副食費7,120円

月の欠席が1日の場合：月額 主食費1,925円 副食費6,815円

月の欠席が2日の場合：月額 主食費1,850円 副食費6,510円

月の欠席が3日の場合：月額 主食費1,775円 副食費6,205円

月の欠席が4日以上の場合

：月額 主食費1,700円 副食費5,900円

・ 主・副食費の減額

1号認定者は、給食費6,200円、3歳児クラス以上は、9,120円から次の①～③の場合は、給食費を減額します。

①同月内の利用が無い場合、全額減額

②同月内に15日以上連続して欠席の場合、半額減額

③月初からの利用が、連続して7日以下のみの利用となった場合、3/4減額

・ 開所時間を超える延長料金（閉園後、午後7時より）

：10分ごとに600円

・ 紙おむつ、紙パンツ

：1枚 40円

・ 新学期準備用品（別紙参照：14ページ）

※その他、遠足等の行事により費用を徴収する場合があります。

(3) 領収書の発行について

領収確認の翌月、20日前後に当月請求書と併せて領収書を発行いたします。
領収書の再発行は行いませんのでご注意ください。

17. 利用の開始及び終了

本園を利用する場合及び終了する場合は、次のとおりになっております。

【入園について】

① 2号、3号認定の子ども

保護者の居住する自治体に利用申込書を提出して下さい。

② 入園の内定後

入園内定後に面接（健康診断等の提出書類が必要）を行います。面接時等に虚偽の申し出があった場合や本園での保育を行うことが困難な場合には、内定を取り消す場合もございます。

【退園、転園について】

① 退園及び転園が決定した場合には、速やかに退園届の提出をお願い致します。

② 保護者の居住する自治体が定める支給要件に該当しなくなった場合。

18. 慣らし保育について

入園日より最低1週間（他園等の経験がある場合は、最低3日）

集団生活の経験のないお子様はもとより、経験のある児童でも環境が変わり、違った顔ぶれの中で過ごす1日は大変長く、重荷になるものです、その不安と疲労を軽減する為、本園では「慣らし保育」(約1週間)を行います。午前9時から11時迄を基本とし、少しずつ時間を延ばしていきます。尚、児童の状況により、慣らし保育の延長をお願いする場合がございます。

19. 産休・育休中の保育、リフレッシュ保育の保育時間について

保育時間 午前9時～午後4時までの間（特別保育期間を除く、平日のみ）

産休・育休期間中の保育時間は、保育の基本時間の午前9時から午後4時までの間、平日（特別保育期間を除く）のみとしております。土曜日は原則お断り致します。（産休に入る前に事務所にお知らせ下さい。育休は吹田市に書類提出が必要となります。）また、仕事が休みの日や体調がすぐれない日などに、保護者の方のリフレッシュの為にお子さんをお預かり致します。この場合の保育時間も同様になります。尚、諸事情等で保育、延長保育が必要な場合は、ご相談下さい。

20. 特別保育期間について

8月8日（土）～8月15日（土）の特別保育期間中は、産休・育休中の方及びお仕事がお休みの場合には、ご家庭での保育をお願い致します。

21. 連絡帳について

ひよこ組～うさぎ組（0歳児～2歳児）につきましては、「**キッズビューアプリ**」に**毎日入力して頂きますようお願い致します**。尚、**アプリ**の確認は、職員が登園後すぐに確認できないこともありますので、ご家庭での様子で気になることがございましたら、

アプリの記載だけではなく、口頭でも保育士へお伝え下さい。

また、本園での様子などについて、アプリに記載できない場合もございます。この場合は、お迎え時や電話などで、口頭でお伝え致します。

くま組～ぞう組（3歳児～5歳児）につきましても、**毎日の健康観察の為、「キッズビューアプリ」の**を入力をお願い致します。但し、相談内容やお子様の本園での様子などについては、基本的には口頭でお伝え致しますことをご了承下さい。

22. 駐車場の利用について

駐車場利用は、本園が発行した駐車許可証をお持ちの方のみ利用可能とします。

(ご家庭に対しての許可証ではありません)(駐車許可証は年度末に返却して頂きます)

駐車許可証の発行対象の方は、車通勤が必要な方で、車通勤証明書（本園指定様式）に事業所からの証明を得られた方のみと致します。また、以下の点を必ずお守りください。

- ・園周辺に路上駐車を絶対にしないで下さい。
- ・駐車場を利用される方は、左折進入を厳守下さい。右折進入は禁止です。
- ・参観日や行事等の場合には、**駐車許可証をお持ちの場合でも使用はできません。**
- ・体調不良児の迎えの際には、駐車許可証の無い方も利用を許可致します。但し、園よりの連絡の際に、車で迎えにこられる旨を必ずお伝え下さい。
- ・駐車許可証がなく、車で送迎しないといけない場合は、午前9時00分から午後4時の間での利用可能とします。(参観日や行事等の場合を除く)

23. その他

以下の場合には、必ずお知らせ下さい。

①就労先を辞めた時、変更があった時

緊急連絡時に困りますので、すぐにお知らせ下さい。

市役所に就労変更を知らせます。所定用紙の提出をお願いします。

②住所、電話番号が変わった時

本園と吹田市役所保育幼稚園室に連絡して下さい。

③保護者が変わった時

すみやかに園長にお知らせ下さい。

④お迎えの方（送迎者）が変わった時

保護者以外の方が迎えにこられる場合は、事前にお伝え下さい。

連絡がない場合には、お子様をお渡しすることができません。

なお、中学生以下の方のお迎えは、降園時の安全面からもお断り致します。

⑤急な用事で遅くなる時

残業や急用で遅くなる場合には、必ず電話にてご連絡下さい。

⑥欠席、遅刻の時

朝9時までには、必ず理由も併せて**キッズビューアプリ**にて連絡して下さい。(遅刻の場合は、10時30分までには登園して下さい)

24. 要望、苦情等に関する相談窓口

本園に対してのご意見、ご要望を受け付けています。お気づきのことがあれば、ご遠慮なくお伝え下さい。ご意見等につきましては、職員誰でもご意見を賜りますが、担当者を設けておりますのでお知らせします。

本園の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 谷口 美由紀、小西 由華 ・解決責任者 豊嶋 悠 ・ご利用時間 9時00分～17時00分（月～金） ・電話番号 06-6170-2422 ・FAX 06-6170-2438
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス苦情解決委員会 ・電話番号 06-6191-3130 ・FAX 06-6191-5660
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・木村 修治 06-6376-4483 ・京極 孝夫 072-641-2298

25. 非常災害対策

[吹田市に暴風警報、大雨特別警報、避難命令がでた場合]

午前6時半の時点	暴風警報、大雨特別警報、避難命令（以下、暴風警報等という）が出ている場合は、休園になります。ご自宅で待機して下さい。
午後12時まで	正午までに暴風警報等が解除された場合は、開園します。 但し、午前8時以降の解除の場合は、給食の提供ができないため、お弁当・離乳食をご持参下さい。
登園後	登園後に暴風警報等が発令された場合は、降園となります。 ※暴風警報等の発令が予測される場合には、公共交通機関等の混乱も予測されます。事故怪我を起こさないよう余裕のある行動をお願い致します。

【吹田市で震度5以上の地震が発生した場合】

閉園中	・園舎等の安全確認が終えるまでは、園児の受入を停止します。
開園中	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所を避け、駐車場等に避難を行います。 ・園舎の安全確認が終えるまで、園児の受入を停止します。 ・交通機関やライフライン（電気、水道、ガス、通信等）停止等の被害が生じている場合には、速やかなお迎えをお願い致します。

【地震・火災による避難場所について】

園舎や周囲に火災が発生した時、その恐れがある時。又は、園舎の被災が大きく危険であると判断した時には、避難を行います。

広域災害時には、保護者間等のSNSを活用させて頂く場合があります。

※第二次避難場所（火災、破損等により園舎が危険な状態の場合移動）

※第三次避難場所（保護者に引き渡すまで時間を要する場合移動）

第1次避難場所	本園駐車場	佐竹台 1-6-1-1	06-6170-2422
第2次避難場所	千里ニュータウンこども園	佐竹台 2-3-1	06-6871-2212
第2次避難場所	青藍荘	佐竹台 2-3-1	06-6871-2326

第3次避難場所	佐竹台市民ホール	佐竹台 2-5-1	06-6871-0101
第3次避難場所	佐竹台小学校	佐竹台 4-12-1	06-6871-0108

【避難先の表示について】

○園を離れる場合は、行き先がわかるように門扉に掲示します。

○災害用伝言ダイヤル（171）に避難場所を録音します。

※災害用伝言ダイヤルの確認方法

①「171」をダイヤル

②伝言を再生される方「2」をダイヤル

③「06-6170-2422」をダイヤル

④ガイダンスに従い「1#」をダイヤル

○「よい子ネット」へ登録済のメールアドレスに連絡をします。

※登録方法については、別紙「よい子ネットに登録しよう」をご確認下さい。

【園児の引き渡しについて】

○地震、火災、風水害等の災害や事故、事件など（以下、災害等）により、安全に通常の保育が不可能となった場合は、園児を速やかに保護者へ引き渡します。

○代理人の場合は、担当職員と園長、複数の職員の立ち会いの元に、代理人の本人確認を行い、園児本人にも確認して引き渡す。

○保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合には、園又は、避難場所において保護者が引き取りに来るまで保護する。

【業務継続可否判断について】

○災害等の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかを判断します。

○災害等により、電話連絡等の通信手段が使用できない場合には、立て札や張り紙にて門扉、入口付近に掲示します。

○災害等により開園できない旨を行政へ連絡します。

26. 児童虐待

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技能の向上に努めます。

(2) 児童虐待の疑いが認められた場合には、児童相談所や市の相談窓口に連絡します。

※児童相談所全国共通ダイヤル 189（イチハヤク）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一定に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的虐待、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

27. 保険の種類

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【園児】

三井住友海上火災保険（株）	保育施設賠償責任保障制度
---------------	--------------

【子育て支援事業の参加者】

三井住友海上火災保険（株）	普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約付）
---------------	-------------------------

28. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

園児及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、退園後も継続します。

■よくある問い合わせ、質問など

Q 1. オムツは、布ですか？紙ですか？レンタルですか？

A. 衛生管理（感染症予防）の徹底、排泄の不快感による遊び（運動等）機会を妨げない、保護者の負担軽減（洗濯物軽減）の視点から紙おむつを使用します。

園で使用した紙パンツは園で処分させていただきます。

又、0, 1, 2 歳児は希望者のみおむつのサブスクを導入しております。詳細は別紙をご覧ください。

Q 2. 布団は、持ち込みですか？

A. 布団は、レンタルリースの物を使用してもらいます。月額 1,150 円（税込）を毎月月上旬に布団リース代として徴収致します。また、入園時には、専用布団マットカバー（7,500 円税込）を購入して頂きます。

Q 3. 制服は、ありますか？

A. 体操服で日常活動を行います。2 歳児以上より指定の体操服を購入して頂きます。また、通園カバンも指定品を 2 歳児以上より購入頂きます。

Q 4. 散歩に出ますか？

A. 近隣に豊かな公園が多数あり、気候の良い時期には散歩に出かけています。

Q 5. 保護者参加の行事はありますか？

A. 保育参観、個人懇談、クラス懇談、運動会（2～5 歳児）、生活発表会（2～5 歳児）、サッカー大会（5 歳児）に参加していただいております。

Q 6. 保護者会はありますか？

A. ありません。

■新学期準備用品について

入園進級時に、以下の用品を購入または準備して頂く物品です。

※○印の物は、入園・進級時に必ず購入して頂きます。(園指定の物品です)

※●印の物は、入園時に購入頂き、必要(サイズ変更、破損等)に応じ買い替えを行って下さい。年度途中での買い替えも可能です。(園指定の物品)

※兄弟関係等で●印の物をお持ちの方は、新たに購入して頂く必要はございません。

※△印の物は、園で使用の物品と材質や大きさ等に大きな違いがなければ、ご家庭で準備して頂いても結構です。

用品名	価格 税込	ひよこ 0歳児	りす 1歳児	うさぎ 2歳児	くま 3歳児	きりん 4歳児	ぞう 5歳児
お便り袋	300	○	○	○	○	○	○
布団マットカバー	7,500		○	○	○	○	○
通園カバン	7,200			○	○	○	○
クラス名札	140			○	○	○	○
カラー帽子	980		●	●	●	●	●
体操服上 半袖	2,300			●	●	●	●
体操服上 長袖	2,800			●	●	●	●
体操服下 半パンツ	2,100			●	●	●	●
体操服下 長パンツ	3,750			●	●	●	●
スマック	2,360			△	△	△	△
クレパス(16色)	710			△	△	△	△
はさみ	420				△	△	△
自由画帳(A4)	330				△	△	△
粘土	430				△	△	△
粘土ケース	280				△	△	△
粘土板	720				△	△	△
お道具箱	470				△	△	△
のり	220				△	△	△
水性マーカー	890					△	△
水性マーカー(単色)	110					△	△
縄跳び	500					△	△
線のワーク	430					○	
学習ワーク	430						○
卓奏用唄口	430						○

園で預かる薬について

1. 与薬の特例実施について

本園職員が保護者に代わって薬を与えることは、原則として行いません。しかし、園で与薬を行えば、集団保育が可能となる慢性疾患等の児童の場合のみ、必要最小限の与薬を特例として行います。原則、1日1回とし、感冒薬・解熱剤・鎮痛剤は含みません。

2. 特例として与薬の対象となるケース

- (1) 抗けいれん剤
- (2) 慢性疾患の定期薬、アトピー性皮膚炎などの外用薬
- (3) 食物アレルギーによるショック症状の予防薬
- (4) 溶連菌感染症、外傷などの抗生物質

3. 注意事項

- (1) 受診した際、保育園に通っていることを伝え、登園時間内にお薬を飲む必要のないよう1日の与薬回数を相談してください。
- (2) やむを得ず園に薬を預ける必要がある場合は、看護師または担任にご相談ください。
- (3) 安全に与薬を実施するために、園指定の「特例与薬実施に関する主治医意見書」をご提出いただきます。記入の際に発生する文書料は、保護者負担となりますのでご了承ください。
* 熱性けいれんで座薬を預かる場合は、「何度以上で挿入」「使用する座薬量」を記入して頂いてください。
- (4) 与薬期間は、「特例与薬実施に関する主治医意見書」の投与期間のみとなりますので御注意ください。
- (5) 園指定の「与薬依頼書」に保護者が記入し、薬と一緒に園にご提出ください。記入漏れがある場合、与薬が出来ませんのでご注意ください。
- (6) 与薬が出来るのは、診察した医師が処方した薬に限ります。
- (7) 「特例与薬実施に関する主治医意見書」に記入されている薬品名と合致しない薬品の与薬は出来ませんのでご注意ください。
- (8) 今までに使用したことのない新しい薬は、園での使用時に発疹や嘔吐など思わぬ副反応が生じる恐れがありますので与えられません。園で預かる場合は、少なくとも一度は保護者が与えた薬に限ります。
- (9) 飲み薬は1回分のみ持参し、クラス、名前を必ず記入ください。
- (10) 以下のような場合は、園で与薬が出来ないことがありますので、ご理解ください。
 - ア 服薬を嫌がる、また、吐いて飲ませられないとき
 - イ 水薬の変色、濁り、性状の変化等を認めたとき
 - ウ 本園職員の対応が困難であるとき

登園届（保護者記入用）

あいの南千里駅前保育園 園長

クラス名 _____ 組 _____ 児童氏名 _____

【該当疾患に☑をお願いします】

感染症名	登園のめやす
<input type="checkbox"/> 麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
<input type="checkbox"/> 風しん	発しんが消失していること
<input type="checkbox"/> 水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化していること
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
<input type="checkbox"/> 結核	感染の恐れがないと認められていること
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日経過していること
<input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	感染のおそれがないと認められていること。（2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること）
<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと認められていること
<input type="checkbox"/> 侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	感染の恐れがないと認められていること
<input type="checkbox"/> インフルエンザ（A・B）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症が軽快した後1日を経過すること 無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
<input type="checkbox"/> マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治っていること
<input type="checkbox"/> 手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
<input type="checkbox"/> 伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
<input type="checkbox"/> ウイルス性胃腸炎 （ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
<input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
<input type="checkbox"/> RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
<input type="checkbox"/> 帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
<input type="checkbox"/> 突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
<input type="checkbox"/> とびひ	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
<input type="checkbox"/> アタマジラミ	寄生数が少なくなる。適切な治療を行っていること
<input type="checkbox"/> 伝染性軟属腫（ミズイボ）	傷からの滲出液を被覆できる程度のものであること
<input type="checkbox"/> その他	病名「 _____ 」

※受診日を確認できる診療明細等の提示をお願いする場合があります。

※症状の改善が見られていない場合には、受診された医療機関へ相談させて頂く場合があります。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）

登園のめやすを満たし、集団生活に支障がない状態に回復したため、_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____